特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の見直し

宗兼彰美
Terumi MUNEKANE
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室

化管法を見直して政省令改正を行ったことにより、化管法に基づく化学物質排出移動量届出（PRTR）制度と安全データシート（SDS）制度の対象物質が変更された。新規指定化学物質に関する排出量等の把握と SDS の提供は 2023 年 4 月から開始される。PRTR 届出には便利な電子届出をご利用いただきたい。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）

化管法は、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することが目的の法律であり、その 2 つの柱は PRTR（pollutant release and transfer register）制度と SDS（safety data sheet）制度である。

PRTR 制度では、医薬品製造業を含む製造業など 24 業種の事業者は、第一種指定化学物質の環境への排出量・移動量を事業者自ら把握し、国へ届け出る義務がある。SDS 制度では、事業者は業種を問わず、第一種及び第二種指定化学物質を事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報（SDS）を提供する義務がある。

化管法の見直し時期を迎え、2019 年に産業構造審議会と中央環境審議会の合同審議会において、これまでの答申の内容や化管法を取り巻く種々の情勢の変化を踏まえつつ検討され、2019 年 6 月に報告書が公表された。これを受け、2019 年 12 月より薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、および中央環境審議会の合同審議会において審議が行われ、2020 年 8 月に答申がとりまとめられた。

これらの審議を踏まえ、新たに見直された第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定を行うため、化管法施行令が改正された（2021 年 10 月公布）。この改正により、第一種指定化学物質は 462 物質から 515 物質に、第二種指定化学物質は 100 物質から 134 物質となった[1]。併せて、化管法施行規則も改正され（2022 年 3 月公布）、PRTR 届出様式が変更され、改正の度に変更となる政令の号番号に代わり、指定化学物質ごとに付与する管理番号を記載することになった。

2023 年 4 月 1 日から新規指定化学物質の排出量・移動量の把握と SDS の提供が開始され、2024 年度に新様式を用いた新規指定化学物質の排出量・移動量の届出が開始される。2023 年度に届け出る 2022 年度の排出量・移動量は、現行の指定化学物質が対象となる。また、サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、可能な限り早期に新規指定化学物質に対応した SDS を提供いただきたい。

制度	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	施行	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）
PRTR	把握（改正前物質）	把握（改正前物質）		把握（改正後物質）	把握（改正後物質）
	届出（改正前物質）	届出（改正前物質）		届出（改正前物質）	届出（改正後物質）※管理番号を使用
SDS	対象（改正前物質） 提供準備・周知（改正後物質） ※改正前・改正後両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供が可能			対象（改正後物質）	

PRTR 届出については、2022～2024 年度に限り、電子届出の届出期間が 7 月 31 日までに延長されている。登録手続きが簡便で、次年度の入力の手間が省ける、記載ミスが削減されるなど、使い勝手がよい電子届出のご利用を推奨している。この機会に電子届出を利用すれば、対象物質変更後の届出も円滑に行うことが可能となる。

参考文献

(1) 経済産業省化管法のページ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

キーワード 化管法，PRTR，SDS